

■ 第5章 計画の推進

- 1 協働による計画の推進（役割分担）
- 2 計画の周知
- 3 計画の進行管理

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進（役割分担）

第4期計画では、市民、事業者、社会福祉活動団体及び行政が、互いを尊重しながら連携し、以下に掲げるそれぞれの役割を認識した上で出来ることを積み重ね、協働して基本理念に示した地域づくりの実現を目指します。

（1）市民の役割

地域福祉の主役は、言うまでもなく、そこに暮らす市民一人ひとりです。

自分たちが住む場所を安全・安心な暮らしやすい地域にしていくためには、それぞれが地域を支える一員である意識を持ち、地域で起きている出来事や問題に関心を持つことが重要です。

市民は、町内会やボランティア等の地域福祉活動への積極的な参加、寄附や募金等を通じた社会福祉貢献など、様々な方法かつ可能な範囲で支え合いの輪に加わり、地域福祉の担い手となることが期待されます。

また、地域における課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉える意識が求められており、日頃から、挨拶や声掛け等を通じて顔見知りの関係を築き、地域の中で困りごとを抱える人や家庭を把握した際には、他の地域住民や事業者、社会福祉活動団体等と連携して、主体的にその課題の解決を図っていくことも期待されます。

（2）事業者の役割

福祉サービス事業者は、常に利用者の声を聞きながらサービスの見直し・改善に取り組み、質の高いサービスを継続的に提供するとともに、保健・医療などの関連サービスと有機的な連携を図り、これを総合的に提供することで、利用者の権利と尊厳を守り、その人の自分らしい暮らしを支える役割があります。

また一方で、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会等の他の主体との連携を図りながら、地域住民への施設開放や地域行事への参加などを通じ、地域の一員として地域福祉の推進に貢献することも期待されます。

とりわけ、社会福祉法人においては、これまでに培ってきた専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、特定の社会福祉事業の領域にとどまらず、既存の制度や市場原理では満たされない福祉ニーズについても率先して対応していくことが求められており、地域における包括的な相談支援体制づくりについても積極的に貢献していくことが期待されています。

その他、福祉サービス事業者以外の民間事業者においても、地域社会を構成する一員であることを自覚した上で、高齢者や障がい者などが安心して生活を営む

ことができるよう支援に努めるとともに、従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めることが求められます。

(3) 社会福祉活動団体の役割

基本的な福祉ニーズに対しては、公的な福祉サービスで対応することが原則ですが、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけで対応し解決を図ることは、現実的には難しいのが現状です。

町内会や自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人、各種ボランティア団体等の社会福祉に関わる活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動の実践を通して地域の生活課題の把握に努め、公的な福祉サービスの手が届かないような困りごとにも、他の団体や地域住民、事業者等と協力・連携しながら柔軟に対応することが期待されます。

また、専門的な支援が必要なケースについては、適切な支援機関への橋渡し役としての役割も期待されます。

(4) 行政の役割

もとより市は、法や各種制度に基づき、様々な分野の施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供することで、市民の福祉の向上を図る責務があります。

そのため、市民や社会福祉活動団体、事業者、社会福祉協議会等の活動支援、これら関係者とのネットワーク構築、地域福祉の担い手育成等に積極的に取り組み、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、関係機関と連携して必要な福祉サービスを提供します。

また、分野ごとの縦割りの制度では解決できない課題や地域における支え合い機能の弱体化、社会的排除などの諸問題に対応するため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備や多機関協働による包括的な支援体制の整備に取り組む必要があります。

さらには、様々な生活課題を抱え、就労や活躍の場、住居等の確保が困難な市民の自立に向け、福祉以外の分野とも幅広く連携し、分野横断的な支援を展開します。

2 計画の周知

地域福祉の推進には、市民、事業者、社会福祉活動団体、行政といった計画に関係する全ての個人・団体が、本計画に掲げる基本理念や基本目標を共有し、それを実現するための取組について、共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙やホームページなどの媒体に加え、各種講演会や研修会などの様々な機会を通じて、本計画を広く市民に周知し、その普及に努めます。

3 計画の進行管理

本計画を実効性あるものとして着実に推進していくため、事業の実施状況を正しく把握するとともに、定期的に基本目標の達成状況を測り、適切に進行管理を行います。

(1) 実施状況の把握及び評価指標の設定

計画に登載した施策やそれに基づいて実施する個別事業については、事業所管課や実施主体と連携し、実施状況を正確かつ確実に把握します。

また、基本目標ごとに、その達成状況を測るための目安となる評価指標を設定し、目標達成までのプロセスを可視化します。

(2) 点検及び評価

施策や個別事業の実施状況並びに評価指標の状況については、毎年度、市民や有識者、福祉・健康医療関係者等で構成する八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会に報告し、点検及び評価を行います。

(3) 事業の見直し等

点検及び評価における意見を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

(4) 公表

本計画の進行管理の状況は、市の広報紙やホームページなどで公表します。